

第 105 号

平成15年10月20日発行

杉並区明るい選挙推進協議会  
杉並区選挙管理委員会  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話 (3312) 2 1 1 1 (代)

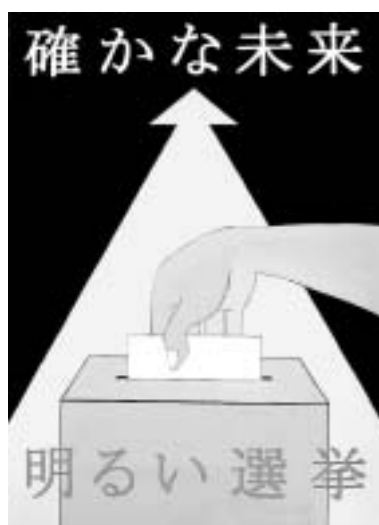
杉並の  
選挙だより

第43回

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

さあ選挙 あなたの一票で 国づくり



平成15年度明るい選挙啓発ポスターコンクールより  
杉並区立荻窪中学校3年 荒川 尚吾さんの作品

投票日

11月9日(日)

投票時間

午前7時から

午後8時まで

ホームページでもご覧になれます

あなたの投票場所、投票時間、投・開票速報、その他の詳細については、ホームページでも確認することができます。

杉並区役所公式ホームページアドレス

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

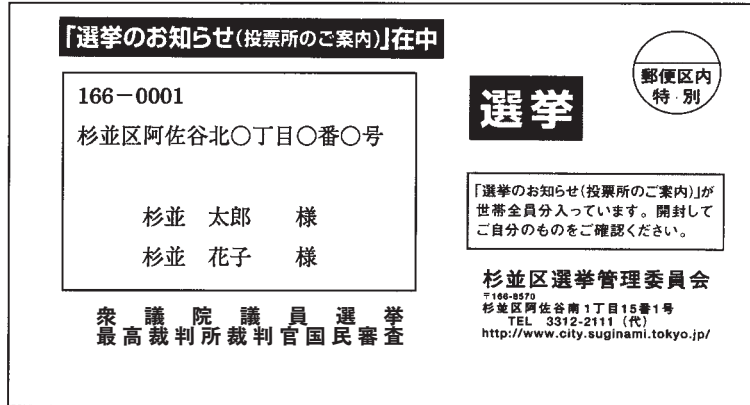
モバイル版ホームページ

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/mobile/>

今回の選挙で投票できる方には“あなたの投票所”を案内する「選挙のお知らせ」を世帯ごとに封書でお知らせします。

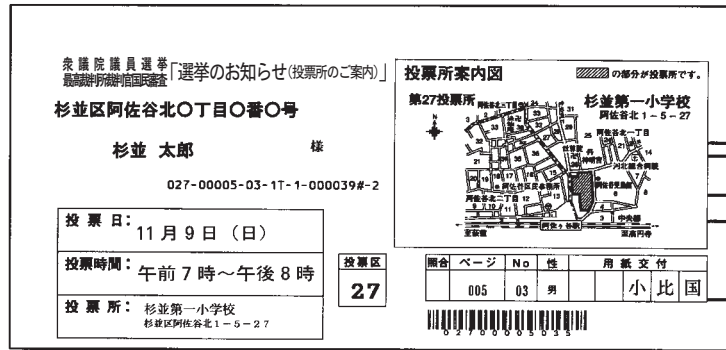


(10月27日(月) 発送予定)



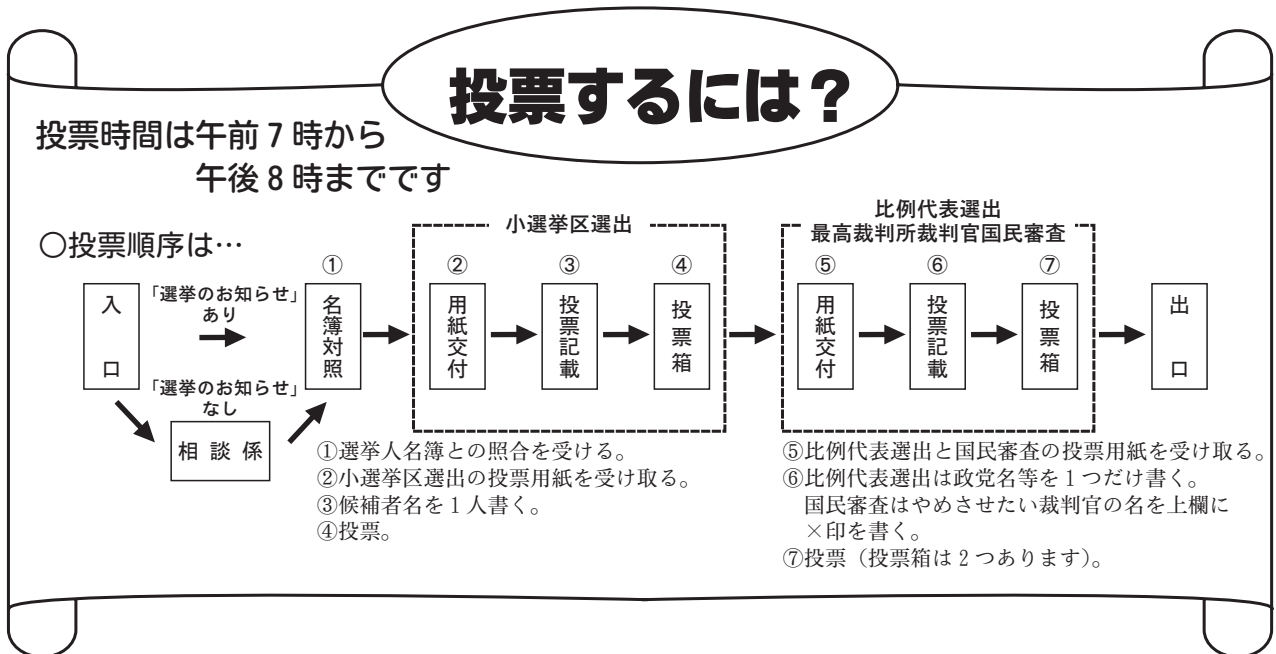
投票日にはご本人の「選挙のお知らせ」をお持ちになり、指定の投票所で投票してください。

「選挙のお知らせ」が届かなかったり、紛失された場合でも、下の表「杉並区で投票できる方」に該当していれば投票できますので、直接投票所へお出かけください。



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ **杉並区で投票ができる方、できない方** ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

	対 象 者	投票の可否
投票日現在の住所が杉並区内	平成15年7月27日以前に転入届出をし、引き続き住んでいる方。 (昭和58年11月10日以前に生まれた方)	○ できる
	平成15年7月28日以降に転入届出をし、引き続き住んでいる方	× できない 前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
投票日現在の住所が杉並区外	平成15年7月27日以前に転入届出をし、平成15年10月27日以降に転出した方 (昭和58年11月10日以前に生まれた方)	○ できる
	平成15年6月1日以前に転入届出をし、平成15年9月1日以降に転出した方 (昭和58年9月2日以前に生まれた方)	○ できる
	平成15年3月1日以前に転入届出をし、平成15年7月9日以降に転出した方 (昭和58年6月2日以前に生まれた方)	○ できる ※ただし、新住所地で名簿に登録されていない場合に限る。
	平成15年7月8日以前に転出した方	× できない 新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。



「在外選挙人証」をお持ちの方で、一時帰国されている方へ

衆議院比例代表選出議員選挙のみ区役所の不在者投票場所で投票できます。

なお、投票日当日は投票できませんのでご注意ください。

一時帰国者(在外選挙人名簿登録済の方)が不在者投票ができる場所

不在者投票場所	期 間	時 間	投票に必要なもの
杉並区役所 (6階第4会議室)	衆議院議員選挙(比例代表選出) 10月28日(火)～11月8日(土)	午前8時30分～ 午後8時	在外選挙人証

(注) 帰国投票される方には「選挙のお知らせ」(投票所のご案内)はお送りしていません。

## 選挙(審査)公報は新聞折り込みでお届けします

衆議院(小選挙区選出)議員選挙公報…候補者の氏名・政見・経歴等が記載されています。

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報…政党名・政見等が掲載されています。

最高裁判所裁判官国民審査公報……国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・経歴・最高裁判所において関与した主な裁判等が掲載されています。

○折り込む日…… 11月4日(火)の予定

○折り込む新聞… 一般紙・スポーツ紙・英字新聞などの計15紙に折り込みます。  
新聞を定期購読していない方や別途送付をご希望の方は、選挙管理委員会までご連絡ください。選挙(審査)公報をお送りします。

※ 選挙(審査)公報は、図書館などの区の施設や郵便局、駅の広報スタンド、新聞販売店、公衆浴場等にも置いてありますのでご利用ください。

## 投票日当日に投票所に来られない方は・・・ 不在者投票制度をご利用ください！

ただし、不在者投票場所や選挙の種類によって、投票できる期間がことなります。ご注意ください。

— 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで —

不 在 者 投 票 場 所		期 間
杉並区役所（6階第4会議室）	阿佐谷南1-15-1	衆議院議員選挙は 10月28日(火)～11月8日(土) ただし、 最高裁判所裁判官国民審査は 11月2日(日)～11月8日(土)
井草区民事務所	下井草4-30-2	衆議院議員選挙・最高裁判所 裁判官国民審査とも 11月2日(日)～11月8日(土)
阿佐谷区民事務所	阿佐谷北2-18-17	
宮前分室	宮前5-5-27	
方南会館（旧方南和泉出張所）	和泉4-42-5	
下高永福会議室（旧下高永福出張所）	下高井戸3-23-9	
和田会議室（旧和田出張所）	和田1-41-10	
堀ノ内松ノ木会議室（旧堀ノ内松ノ木出張所）	松ノ木3-3-4	
高円寺中央会議室（旧高円寺中央出張所）	高円寺南2-32-5	
高円寺北会議室（旧高円寺北出張所）	高円寺北3-25-9	
馬橋会議室（旧馬橋出張所）	高円寺南3-31-3	
天沼会議室（旧天沼出張所）	天沼2-30-10	
荻窪会議室（旧荻窪出張所）	南荻窪2-28-13	
上荻窪会議室（旧上荻窪出張所）	上荻3-16-6	
清沓中通会議室（旧清沓中通出張所）	清水2-17-11	
上井草会議室（旧上井草出張所）	今川4-8-22	
高井戸会議室（旧高井戸区民事務所）	高井戸西2-5-10	
浜田山会館	浜田山1-36-3	
児童青少年センター（ゆう杉並）	荻窪1-56-3	

- (注) 1. 「候補者氏名等掲示」は公職選挙法の規定により10月29日(水)から掲示します。  
 2. 区役所以外の場所へは車での来場をご遠慮ください。  
 3. 投票の際には、不在者投票請求書を記入していただきます。  
 4. 法令の定めにより、不在者投票用外封筒に本人が投票したことを確認するために署名をすることになっています。なお、この投票済みの外封筒は、投票日当日に、外封筒から内封筒を取り出して混合したのち、内封筒から投票用紙を取り出して投票箱に投函しますので、投票の秘密は守られます。